

改正

平成20年3月17日規程第2号

平成28年3月31日規程第5号

令和元年10月1日規程第3号

幕別町水道事業給水条例施行規程

第1章 給水装置の工事及び費用

(目的)

第1条 この規程は、幕別町水道事業給水条例（平成10年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターきょうその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置の新設等)

第3条 条例第4条に規定する給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の申込みは、給水装置工事申請書（様式第1号）及び給水装置工事施工書（様式第2号）の提出をもって行う。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、承認するときは、給水装置工事施行承認書（様式第3号）を申請者又は代理人に交付するものとする。

(利害関係人の同意書の提出)

第4条 条例第6条第3項の規定により町長及び指定給水装置工事業業者（条例第6条第1項の指定給水装置工事業業者をいう。以下「指定工事業業者」という。）が申込者から利害関係人の同意書等（様式第1号）の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置の所有者

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋の所有者

(給水装置使用材料)

第5条 町長は、条例第6条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定工事業業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置の工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水工事の竣工等)

第6条 指定工事業業者は、給水装置工事が竣工したときは、給水装置工事完了届（様式第4号）及び検査確認報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、検査確認報告書により条例第6条第2項の規定による検査を行うものとする。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第7条の規定に基づく構造及び材質の指定の基準は、次に定めるところによる。

(1) 配水管への分水栓の位置は、他の給水装置の分水栓から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への分水栓における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結させないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。
 - (8) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により経済産業大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの経済産業大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で当該特別な表示が付されたものであること。
 - (9) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したものであること。
 - (10) 製造又は販売業者が自らの責任において当該製品の政令第6条に定める構造及び材質の基準との適合性を証明したものであること。
- 2 前項第8号から第10号までの規定にかかわらず、施工技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合には、当該各号に定める材料以外の材料を使用することができる。
 - 3 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。
 - 4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水タンクを設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は受水タンクの入水口の逆止弁とする。

（給水管の口径）

第8条 給水管の口径は、その用途別要水量及び同時使用率を考慮して、適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第9条 給水管は、公道内の車道及び歩道部並びに私道内においては、150センチメートル以上、宅地内においては130センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上の理由その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（メーターの設置位置等）

第10条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって、当該建築物の敷地内であること。
- (2) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所であること。
- (3) 衛生的で損傷のおそれがない場所であること。
- (4) 水平に設けることができる場所であること。

（メーターの設置基準）

第11条 条例第15条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一の水道使用者等（条例第15条の2第1項の水道使用者等をいう。以下同じ。）が同一の敷地内に設置する2以上の建築物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物と見なす。

（メーターの損害弁償）

第12条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は損傷した場合は、メーター亡失（損傷）届（様式第6号）を町長に届けなければならない。

2 町長は、条例第15条の2第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、その年度の町のメーター購入価格とする。

（受水タンク以下の装置）

第13条 条例第15条第1項の規定により、使用水量を計量するために特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に町のメーターを設置できるものとし、その場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道の使用者が異なるとき。
- (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道の用途が異なるとき。

- 2 受水タンク以下の装置に設置するメーターの基準は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共有する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
 - (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの装置については、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道の利用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
 - イ 非住宅部分について、町長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項の共用部分について町長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水タンク以下の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、町長がメーターの設置上の必要により当該設置の図面の提出を求めたときには、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ町長に届け出て、条例第6条第1項に規定する町長が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の水道利用者等が負うものとする。

(危険防止の措置)

第14条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に空気が停滞するおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上の階又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第15条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由により他の方法によるときは、給水管を防護する措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のあるおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管を防護する措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食その他必要な措置を講じなければならない。

第2章 給水

(給水契約の申込み)

第16条 条例第12条に規定する給水の申込みは、水道使用開始届(様式第7号)の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第17条 条例第13条の規定による給水装置の所有者の代理人の選定又は変更の届出は、代理人選定(変更)届(様式第8号)により行う。

(管理人の選定届等)

第18条 条例第14条の規定による給水装置の管理人の選定又は変更届出は、管理人選定(変更)届(様式第9号)により行う。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 条例第16条の規定による届出は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める書類の提出によるものとする。

- (1) 給水装置の使用をやめるとき、又は水道の利用者の名義の変更があったとき、臨時給水を行うとき 使用中止・名義変更・臨時給水届(様式第7号)
 - (2) 消防演習に消火栓を使用するとき 消火栓演習使用届(様式第10号)
 - (3) 消火栓を消防用に使用したとき 消防用水使用届(様式第11号)
- (給水装置又は水質検査の請求)

第20条 条例第19条第1項の規定による検査の請求は、給水装置(水質)検査請求書(様式第12号)の提出をもって行う。

第3章 料金及び手数料等

(過誤納による精算)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)の過誤納があった場合、速やかに料金の精算事務を行う。

(使用水量の算定)

第22条 条例第22条の規定による定例日は10日とする。

2 町長は、メーターにより給水量を計量したときは、その都度使用水量を水道の利用者に通知する。

(使用水量の認定基準)

第23条 条例第23条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、速やかに異常の改善を行うとともに、使用水量の算定は異常のあった前月又は前年同月の水量を基礎として算出し、認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前月又は前年同月の水量を基礎として算出し、認定する。
- (3) 積雪その他特別の理由によりメーターの計量ができないときは、認定する月の前月又は前年同月の水量を基礎として算出し、認定する。

(認定の適用除外)

第24条 条例第23条の規定による使用水量の認定する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、認定の適用から除外する。

- (1) 水道利用者等が善良な管理義務を怠り、故意に給水装置を損傷し、漏水させた場合
- (2) 水道利用者等が蛇口、立ち上がり管、水洗便所器具等の漏水を知りながら修繕工事を怠った場合
- (3) 水道利用者等の都合で修繕工事を延期した場合
- (4) 水道利用者等が無断で放水した場合
- (5) 前各号のほか、原因が明らかに水道利用者等側にあると認められる場合

(料金等の軽減又は免除)

第25条 条例第27条の2の規定による料金、手数料その他の費用の軽減又は免除を受けようとするものは、水道事業納付金免除申請書(様式第13号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、軽減又は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

第4章 管理

(措置命令)

第26条 条例第28条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書(様式第14号)により行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(水道使用上の注意)

第27条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置をしなければならない。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第28条 条例第34条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は次に定めるところによる。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

この規程は、平成18年2月6日から施行する。ただし、第22条の規定は、平成18年6月1日から適用することとし、施行の日から同日前までは、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月17日規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第5号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規程第3号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。